

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律案（振り仮名関係抜粋）

新旧対照条文

○ 住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）（抄）（第三条関係）

【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の四 十一―<u>第三十条の四十四の十三</u>）</p> <p>第四章の四（略）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（住民票の記載事項）</p> <p>第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第四章（略）</p> <p>第四章の二 本人確認情報の処理及び利用等</p> <p>第一節～第四節（略）</p> <p>第四章の三 附票本人確認情報の処理及び利用等（第三十条の四 十一―<u>第三十条の四十四の十二</u>）</p> <p>第四章の四（略）</p> <p>第五章・第六章（略）</p> <p>附則</p> <p>（住民票の記載事項）</p> <p>第七条 住民票には、次に掲げる事項について記載（前条第三項の規定により磁気ディスクをもつて調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。）をする。</p>

一 (略)

一の二 氏名の振り仮名(戸籍法(昭和二十二年法律第二百二十四号)第十三条第一項第二号に規定する氏名の振り仮名をいう。以下同じ。)

二〇十四 (略)

(戸籍の附票の記載事項)

第十七条 戸籍の附票には、次に掲げる事項について記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。)をする。

一・二 (略)

二の二 氏名の振り仮名

三〇七 (略)

八 前各号に掲げる事項のほか、政令で定める事項

(戸籍の附票の写しの交付)

第二十条 (略)

二〇四 (略)

5 第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸籍の附票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄

一 (略)

(新設)

二〇十四 (略)

(戸籍の附票の記載事項)

第十七条 戸籍の附票には、次に掲げる事項について記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する戸籍の附票にあつては、記録。以下同じ。)をする。

一・二 (略)

(新設)

三〇七 (略)

(新設)

(戸籍の附票の写しの交付)

第二十条 (略)

二〇四 (略)

5 第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸籍の附票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄

に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第五項	第一項	第十二条第五項	同項	(略)
	住民票の写し	戸籍の附票の写し	同項	(略)
第十二条の二	第一項	第十二条の二	同項	(略)
	住民票の写し	戸籍の附票の写し	同項	(略)
第十二条の三	第七号、第九号から第十四号まで及び第十四号に掲げる	第十二条の三	同項	(略)
	第七号第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる	第十二条の三	同項	(略)
第七項	基礎証明事項のほか	第七項	同項	(略)
	基礎証明事項以外の事項（第七号第八号の二及び第十三号に掲げる事項を除く。	第七項	同項	(略)

に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第五項	第一項	第十二条第五項	同項	(略)
	住民票の写し	戸籍の附票の写し	同項	(略)
第十二条の二	第一項	第十二条の二	同項	(略)
	住民票の写し	戸籍の附票の写し	同項	(略)
第十二条の三	第七号、第九号から第十四号まで及び第十四号に掲げる	第十二条の三	同項	(略)
	第七号第四号、第五号及び第八号の二から第十四号までに掲げる	第十二条の三	同項	(略)
第七項	基礎証明事項のほか	第七項	同項	(略)
	基礎証明事項以外の事項（第七号第八号の二及び第十三号に掲げる事項を除く。	第七項	同項	(略)

(略)	以下この項において同じ。)の全部若しくは一部が表示された住民票の写し又は基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書	項の規定により記載された事項の全部又は一部が表示された第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し
-----	--	---

(戸籍の附票の除票の写しの交付)

第二十一条の三 (略)

2 4 (略)

5 第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸籍の附票の除票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第五 (略)	第一項 (略)	第二十一条の三第一項 (略)
------------	---------	----------------

(略)	以下この項において同じ。)の全部若しくは一部が表示された住民票の写し又は基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書	り記載された事項の全部又は一部が表示された第二十条第一項に規定する戸籍の附票の写し
-----	--	---

(戸籍の附票の除票の写しの交付)

第二十一条の三 (略)

2 4 (略)

5 第十二条第二項から第七項までの規定は第一項の請求について、第十二条の二第二項から第五項までの規定は第二項の請求について、第十二条の三第四項から第九項までの規定は前二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、これらの規定中「総務省令」とあるのは「総務省令・法務省令」と、「住民票の写し又は住民票記載事項証明書」とあるのは「戸籍の附票の除票の写し」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第五 (略)	第一項 (略)	第二十一条の三第一項 (略)
------------	---------	----------------

項	住民票の写し	戸籍の附票の除票の写し	同項	(略)	第十二条の二 第四項	同項	(略)	第十二条の三 第七項	(略)	基礎証明事項のほか 基礎証明事項以外の 事項（第七条第八号 の二及び第十三号に 掲げる事項を除く。 以下この項において	基礎証明事項のほか 第六号までに掲げる事項 のほか同条第一号及び 第八号に掲げる事項並 びに第十七条の二第一 項の規定により記載さ

項	住民票の写し	戸籍の附票の除票の写し	同項	(略)	第十二条の二 第四項	同項	(略)	第十二条の三 第七項	(略)	基礎証明事項のほか 基礎証明事項以外の 事項（第七条第八号 の二及び第十三号に 掲げる事項を除く。 以下この項において	基礎証明事項のほか 第六号までに掲げる事項 のほか同条第一号に掲 げる事項及び第十七条 の二第一項の規定によ り記載された事項の全

(略)		
(略)	同じ。)の全部若しくは一部が表示された住民票の写し又は基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書	れた事項の全部又は一部が表示された第二十条の三第一項に規定する戸籍の附票の除票の写し

(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)

第三十条の四十一 市町村長は、戸籍の附票の記載、消除又は第七条第二号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(戸籍の附票に記載されている同条第二号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事項(戸籍の附票の消除を行った場合には、当該戸籍の附票に記載されていたこれらの事項)並びに戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を都道府県知事に通知するものとする。

2 4 (略)

(外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための出入国在留管理庁長官からの通知)

第三十条の五十 出入国在留管理庁長官は、入管法及び入管特例法

(略)		
(略)	同じ。)の全部若しくは一部が表示された住民票の写し又は基礎証明事項のほか基礎証明事項以外の事項の全部若しくは一部を記載した住民票記載事項証明書	部又は一部が表示された第二十一条の三第一項に規定する戸籍の附票の除票の写し

(市町村長から都道府県知事への附票本人確認情報の通知等)

第三十条の四十一 市町村長は、戸籍の附票の記載、消除又は第七条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項の全部若しくは一部についての記載の修正を行った場合には、当該戸籍の附票の記載等に係る附票本人確認情報(戸籍の附票に記載されている同条第二号、第三号及び第五号から第七号までに掲げる事項(戸籍の附票の消除を行った場合には、当該戸籍の附票に記載されていたこれらの事項)並びに戸籍の附票の記載等に関する事項で政令で定めるものをいう。以下同じ。)を都道府県知事に通知するものとする。

2 4 (略)

(外国人住民に係る住民票の記載の修正等のための出入国在留管理庁長官からの通知)

第三十条の五十 出入国在留管理庁長官は、入管法及び入管特例法

に定める事務を管理し、又は執行するに当たつて、外国人住民に  
 ついての第七條第一号、第二号及び第三号に掲げる事項、国籍等  
 又は第三十條の四十五の表の下欄に掲げる事項に変更があつたこ  
 と又は誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該  
 外国人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町  
 村長に通知しなければならない。

(外国人住民についての適用の特例)  
 第三十條の五十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の  
 適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ  
 れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第十二條の二 第一項	から第八号まで、第 九号から第十二号ま で及び第十四号	、第二号から第四号ま で、第七号、第八号、 第十号から第十二号ま で及び第十四号に掲げ る事項、第三十條の四 十五に規定する国籍等 及び外国人住民となつ た年月日並びに同條の 表の下欄
(略)	(略)	(略)
第十二條の三 第一項	から第三号まで及び 第六号から第八号ま でに掲げる事項	、第二号、第三号、第 七号及び第八号に掲げ る事項並びに第三十條

に定める事務を管理し、又は執行するに当たつて、外国人住民に  
 ついての第七條第一号から第三号までに掲げる事項、国籍等又は  
 第三十條の四十五の表の下欄に掲げる事項に変更があつたこと又  
 は誤りがあることを知つたときは、遅滞なく、その旨を当該外国  
 人住民が記録されている住民基本台帳を備える市町村の市町村長  
 に通知しなければならない。

(外国人住民についての適用の特例)  
 第三十條の五十一 外国人住民に係る次の表の上欄に掲げる規定の  
 適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ  
 れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(略)	(略)	(略)
第十二條の二 第一項	第八号まで、第九号 から第十二号まで及 び第十四号	第四号まで、第七号、 第八号、第十号から第 十二号まで及び第十四 号に掲げる事項、第三 十條の四十五に規定す る国籍等及び外国人住 民となつた年月日並び に同條の表の下欄
(略)	(略)	(略)
第十二條の三 第一項	及び第六号から第八 号までに掲げる事項	、第七号及び第八号に 掲げる事項並びに第三 十條の四十五に規定す

	(略)	の四十五に規定する外国人住民となつた年月日
第十五条の四 第三項	から第三号まで及び第六号から第八号までに掲げる事項	、第二号、第三号、第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日
第十五条の四 第二項	から第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号	、第二号から第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同条の表の下欄

	(略)	る外国人住民となつた年月日
第十五条の四 第三項	及び第六号から第八号までに掲げる事項	、第七号及び第八号に掲げる事項並びに第三十条の四十五に規定する外国人住民となつた年月日
第十五条の四 第二項	第八号まで、第九号から第十二号まで及び第十四号	第四号まで、第七号、第八号、第十号から第十二号まで及び第十四号に掲げる事項、第三十条の四十五に規定する国籍等及び外国人住民となつた年月日並びに同条の表の下欄



○ 戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）（抄）（第七条関係）

【公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日施行】

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 届出</p> <p>第一節～第十四節（略）</p> <p>第十五節 氏名の変更（<u>第一百七条・第一百七条の二</u>）</p> <p>第十五節の二 氏名の振り仮名の変更（<u>第一百七条の三・第一百七条の四</u>）</p> <p>第十六節（略）</p> <p>第五章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第十三条 戸籍には、本籍のほか、戸籍内の各人について、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>二 氏名の振り仮名（氏に用いられる文字の読み方を示す文字（以下「氏の振り仮名」という。）及び名に用いられる文字の読み方を示す文字（以下「名の振り仮名」という。）をいう。以下同じ。）</p>	<p>目次</p> <p>第一章～第三章（略）</p> <p>第四章 届出</p> <p>第一節～第十四節（略）</p> <p>第十五節 氏名の変更（<u>第一百七条・第一百七条の二</u>）（新設）</p> <p>第十六節（略）</p> <p>第五章～第九章（略）</p> <p>附則</p> <p>第十三条 戸籍には、本籍の外、戸籍内の各人について、左の事項を記載しなければならない。</p> <p>一（略）</p> <p>（新設）</p>

三〇九 (略)

② 前項第二号の読み方は、氏名として用いられる文字の読み方として一般に認められているものでなければならぬ。

③ 氏名の振り仮名に用いることができる仮名及び記号の範囲は、法務省令で定める。

第二十九条 届書には、次に掲げる事項を記載し、届出人が、これに署名しなければならない。

一〇三 (略)

四 届出事件の本人の氏名及び氏名の振り仮名

五 届出人と届出事件の本人とが異なるときは、届出事件の本人の出生の年月日、住所及び戸籍の表示並びに届出人の資格

第五十七条 (略)

② 前項の申出があつたときは、市町村長は、氏名及び氏名の振り仮名を付け、本籍を定め、かつ、附属品、発見の場所、年月日時その他の状況並びに氏名、氏名の振り仮名、男女の別、出生の推定年月日及び本籍を調査に記載しなければならない。その調査は、これを届書とみなす。

第七百七条 やむを得ない事由によつて氏を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、氏及び氏の振り仮名を変更することについて家庭裁判所の許可を得て、その許可を得た氏及び氏の振り仮名を届け出なければならない。

二〇八 (略)

(新設)

(新設)

第二十九条 届書には、次に掲げる事項を記載し、届出人が、これに署名しなければならない。

一〇三 (略)

(新設)

四 届出人と届出事件の本人と異なるときは、届出事件の本人の氏名、出生の年月日、住所、戸籍の表示及び届出人の資格

第五十七条 (略)

② 前項の申出があつたときは、市町村長は、氏名を付け、本籍を定め、且つ、附属品、発見の場所、年月日時その他の状況並びに氏名、男女の別、出生の推定年月日及び本籍を調査に記載しなければならない。その調査は、これを届書とみなす。

第七百七条 やむを得ない事由によつて氏を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

② 外国人と婚姻をした者がその氏を配偶者の称している氏に変更しようとするときは、その者は、その婚姻の日から六箇月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨及び変更しようとする氏の振り仮名を届け出ることができる。

③・④ (略)

第一百七条の二 正当な事由によつて名を変更しようとする者は、名及び名の振り仮名を変更することについて家庭裁判所の許可を得て、その許可を得た名及び名の振り仮名を届け出なければならない。

第十五節の二 氏名の振り仮名の変更

第一百七条の三 やむを得ない事由によつて氏の振り仮名を変更しようとするときは、戸籍の筆頭に記載した者及びその配偶者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

第一百七条の四 正当な事由によつて名の振り仮名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

第一百条 (略)

② 届書には、第十三条第一項に掲げる事項のほか、就籍許可の年月日を記載しなければならない。

② 外国人と婚姻をした者がその氏を配偶者の称している氏に変更しようとするときは、その者は、その婚姻の日から六箇月以内に限り、家庭裁判所の許可を得ないで、その旨を届け出ることができる。

③・④ (略)

第一百七条の二 正当な事由によつて名を変更しようとする者は、家庭裁判所の許可を得て、その旨を届け出なければならない。

(新設)

(新設)

(新設)

第一百条 (略)

② 届書には、第十三条に掲げる事項の外、就籍許可の年月日を記載しなければならない。

## 附 則

(戸籍法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍の筆頭に記載されている者(以下「筆頭者」という。)(既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。 )は、第三号施行日から起算して一年以内に限り、当該筆頭者の戸籍に記載されている氏に係る氏の振り仮名の届出をすることができる。

2 前項の届出をすることができる筆頭者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同項の氏について第七条の規定による改正後の戸籍法(以下「新戸籍法」という。 )第十三条第二項の規定による同条第一項第二号の読み方(以下「一般の読み方」という。 )以外の氏の読み方を使用しているものは、第三号施行日から起算して一年以内に限り、前項の届出に代えて現に使用している氏の読み方を示す文字を戸籍の記載事項とする旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出に係る戸籍に記載されている者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第一百七条第一項及び第一百七条の三の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を氏の振り仮名とみなす。

3 第一項の届出をすることができる筆頭者が当該戸籍から除籍されているときは、次に掲げる者は、第三号施行日から起算して一年以内に限り、その順序に従つて、前二項の届出をすることができる。ただし、既に当該戸籍について前二項の届出がされているときは、この限りでない。

一 配偶者(その戸籍から除かれた者を除く。 )

二 子(その戸籍から除かれた者を除く。 )

4 第二項の届出をする者は、現に使用している氏の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。

第七条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者(筆頭者を除く。 )であつて、第三号施行日以後に新たに編製される戸籍(以下この条及び附則第十一条において「新戸籍」という。 )の筆頭に記載されるもの(既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。 )は、第三号施行日から起算して一年以内に限り、当該新戸籍に記載されている氏に係る氏の振り仮名の届出をすることができる。

2 前項に規定する者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同項の氏について一般の読み方以外の氏の読み方を使用しているものは、第三号施行日から起算して一年以内に限り、同項の届出に代えて現に使用している氏の読み方を示す文字を当該者に係る新戸籍の記載事項とする旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出に係る新戸籍に記載されている者に係る新戸籍法第

十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第一百七条第一項及び第一百七条の三の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を氏の振り仮名とみなす。

3 第一項に規定する者が当該者に係る新戸籍から除籍されているときは、次に掲げる者は、第三号施行日から起算して一年以内に限り、その順序に従って、前二項の届出をすることができる。ただし、既に当該新戸籍について前二項の届出がされているときは、この限りでない。

一 配偶者（その戸籍から除かれた者を除く。）

二 子（その戸籍から除かれた者を除く。）

4 前三項の規定は、新戸籍が編製される日前に当該新戸籍に記載される氏について前条第一項又は第二項の届出がされているときは、適用しない。

5 第二項の届出をする者は、現に使用している氏の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。

第八条 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。

）は、第三号施行日から起算して一年以内に限り、当該者の戸籍に記載されている名に係る名の振り仮名の届出をすることができる。

2 前項に規定する者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に同項の名について一般の読み方以外の名の読み方を使用しているものは、第三号施行日から起算して一年以内に限り、同項の届出に代えて現に使用している名の読み方を示す文字を戸籍の記載事項とする旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出をした者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第一百七条の二及び第一百七条の四の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を名の振り仮名とみなす。

3 前項の届出をする者は、現に使用している名の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。

第九条 本籍地の市町村長（特別区の区長を含むものとし、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）にあつては、区長又は総合区長とする。以下この条及び附則第十三条において同じ。）は、第三号施行日から起算して一年を経過した日に、市役所（特別区の区役所を含むものとし、指定都市にあつては、区又は総合区の区役所とする。）又は町村役場の所在地を管轄する法務局又は地方法務局長（次項において「管轄法務局長等」という。）の許可を得て、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に係る名の振り仮名を戸籍に記載するものとする。ただし、同日の前日までに附則第六条第一項若しくは第二項の届出又は附則第七条第一項若しくは第二項の届出があつたときは、この限りでない。

2 本籍地の市町村長は、第三号施行日から起算して一年を経過した日に、管轄法務局長等の許可を得て、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者（同日の前日までに前条第一項又は第二項の届出をした者を除く。）に係る名の振り仮名を戸籍に記載するものとする。

3 本籍地の市町村長は、前二項の場合において、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に一般の読み方以外の氏の読み方又は名の読み方が使用されていると認めるときは、前二項の規定にかかわらず、氏の振り仮名又は名の振り仮名に代えてその使用されている氏の読み方又は名の読み方を示す文字を当該者の戸籍に記載することができる。この場合において、この項の規定により当該文字を戸籍に記載された者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第一百七条第一項及び第一百七条の二の規定その他の法令の規定の適用については、当該記載に係る文字を氏の振り仮名又は名の振り仮名とみなす。

4 本籍地の市町村長は、第三号施行日後遅滞なく、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に対し、前三項の規定により当該者の戸籍に記載しようとする氏の振り仮名若しくは名の振り仮名又は一般の読み方以外の氏の読み方若しくは名の読み方を示す文字を通知するものとする。ただし、あらかじめ通知することが困難である場合は、この限りでない。

第十条 前条第一項の規定により戸籍に氏の振り仮名が記載されたときは、当該戸籍の筆頭者（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。同項において同じ。）は、氏の振り仮名を変更する旨の届出をすることができる。

2 前条第一項の規定により戸籍に氏の振り仮名が記載された場合において、当該戸籍の筆頭者が附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に一般の読み方以外の氏の読み方を使用しているときは、当該戸籍の筆頭者は、戸籍の記載事項を現に使用している氏の読み方を示す文字に変更する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出に係る戸籍に記載されている者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第一百七条第一項及び第一百七条の三の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を氏の振り仮名とみなす。

3 前条第三項の規定により戸籍に一般の読み方以外の氏の読み方を示す文字を記載されたときは、当該戸籍の筆頭者（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。同項において同じ。）は、戸籍の記載事項を一般の読み方による氏の振り仮名に変更する旨の届出をすることができる。

4 前条第三項の規定により戸籍に一般の読み方以外の氏の読み方を示す文字を記載された場合において、当該戸籍の筆頭者が附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載された氏の読み方以外の氏の読み方であって一般の読み方以外のものを使用しているときは、当該戸籍の筆頭者は、戸籍の記載事項を現に使用している氏の読み方を示す文字に変更する旨の届出をすることができる。この場合

において、当該届出に係る戸籍に記載されている者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第一百七条第一項及び第一百七条の三の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を氏の振り仮名とみなす。

5 新戸籍法第一百七条の三の規定は、前各項の届出には、適用しない。

6 第一項から第四項までの届出をしようとする者に配偶者があるときは、配偶者とともに当該届出をしなければならない。

7 附則第六条第三項の規定は、第一項から第四項までの筆頭者が当該戸籍から除籍されている場合について準用する。この場合において、同条第三項中「第三号施行日から起算して一年以内に限り、その」とあるのは、「その」と読み替えるものとする。

8 第二項又は第四項の届出をする者は、当該届出に係る現に使用している氏の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。

第十一条 前条の規定は、附則第九条第一項又は第三項の規定により氏の振り仮名又は一般の読み方以外の氏の読み方を示す文字が記載された戸籍に記載されている者（筆頭者を除く。）であつて、新戸籍の筆頭に記載されるものについて準用する。ただし、当該新戸籍が編製される日前に当該新戸籍に記載される氏について前条第一項から第四項までの届出又はこの条において準用する前条第一項から第四項までの届出がされているときは、この限りでない。

第十二条 附則第九条第二項の規定により戸籍に名の振り仮名を記載された者（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。同項において同じ。）は、当該名の振り仮名を変更する旨の届出をすることができる。

2 附則第九条第二項の規定により戸籍に名の振り仮名を記載された者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に一般の読み方以外の名の読み方を使用しているものは、戸籍の記載事項を現に使用している名の読み方を示す文字に変更する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出により戸籍の記載事項を変更した者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第一百七条の二及び第一百七条の四の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を名の振り仮名とみなす。

3 附則第九条第三項の規定により戸籍に一般の読み方以外の名の読み方を示す文字を記載された者（既にこの項又は次項の規定による届出をした者を除く。同項において同じ。）は、戸籍の記載事項を一般の読み方による名の振り仮名に変更する旨の届出をすることができる。

4 附則第九条第三項の規定により戸籍に一般の読み方以外の名の読み方を示す文字を記載された者であつて、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載された名の読み方以外の名の読み方であつて一般の読み方以外のものを使用しているものは、戸籍の記載事項を現に使用している名の読み方を示す文字に変更する旨の届出をすることができる。この場合において、当該届出により名の読み方

を示す文字を変更した者に係る新戸籍法第十三条第一項第二号、第二十九条第四号、第七百七条の二及び第七百七条の四の規定その他の法令の規定の適用については、当該届出に係る文字を名の振り仮名とみなす。

5 新戸籍法第七百七条の四の規定は、前各項の届出には、適用しない。

6 第二項又は第四項の届出をする者は、当該届出に係る現に使用している名の読み方が通用していることを証する書面を提出しなければならない。

第十三条 本籍地の市町村長は、附則第六条から前条までの規定の施行に必要な限度において、関係地方公共団体の長その他の者に対し、附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際現に戸籍に記載されている者に係る氏名の振り仮名並びに現に使用されている氏の読み方及び名の読み方を示す文字に関する情報の提供を求めることができる。

第十四条 一般の読み方以外の氏の読み方又は名の読み方を示す文字に用いることができる仮名及び記号の範囲は、新戸籍法第十三条第三項の法務省令で定められた仮名及び記号の範囲とする。